(別紙2)日常生活総合事業　第一号訪問事業　訪問型サービス利用料金　　飛鳥ヘルパーステーション

令和8年6月1日現在

基本部分（1単位10.21円）

サービス内容	サービス区分	単位数	利用者負担		
			1割	2割	3割
週1回程度のサービスが必要とされた場合	訪問型サービス21 ※月の利用回数が4回までの場合	287単位/回	293円	586円	879円
	訪問型サービスⅠ ※月の利用回数が4回を超えた場合	1,176単位/月	1200円	2,400円	3,600円
週2回程度のサービスが必要とされた場合	訪問型サービス21 ※月の利用回数が8回までの場合	287単位/回	293円	586円	879円
	訪問型サービスⅡ ※月の利用回数が8回を超えた場合	2,349単位/月	2,398円	4,796円	7,194円
週2回を超えるサービスが必要とされた場合	訪問型サービス21 ※月の利用回数が12回までの場合	287単位/回	293円	586円	879円
	訪問型サービスⅢ ※月の利用回数が12回を超えた場合	3,727単位/月	3,805円	7,610円	11,415円

②加算・減算（以下の要件を満たす場合は、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用者負担		
		1割	2割	3割
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	204円	408円	612円
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	基本部分と各種加算の合計単位数×15%を減算		

※　給付に該当しない分については実費負担となります。

③処遇改善加算

加算の種類	加算の要件	利用者負担
介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ）	当該加算の算定要件を満たす場合	基本部分と各種加算減算合計の28.7%

④キャンセル料

内容	キャンセル料発生の要件	利用者負担
キャンセル料	サービス利用日の前日午後5時までにキャンセルの連絡がなかった場合	500円